

海外募集型企画旅行条件書

募集型企画旅行契約(旅行業法第12条の4による取引条件説明書)
この旅行は、(株)YBS T&L(甲府市北口2丁目6-10観光庁長官登録旅行業第250号)(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する企画旅行で、お客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

この書面は、旅行契約が成立した場合は旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。

旅行代金・基準日 パンフレットに明示してあります。

最少催行人員 パンフレットに明示してあります。お申込み人数が最小催行人員に達しなかった場合、旅行開始前から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

旅程管理 パンフレットに明示してあります。

旅行代金に含まれる費用

- 旅行日程に明示した利用運送機関の運賃・料金(エコノミークラス)
- 宿泊料金(2名1室利用)、食事、入湯料、ガイド料、受託手荷物運搬料金(原則として、航空会社の規定重量、容積、個数範囲内)

旅行代金に含まれない費用

- 旅行日程に明示されていない飲食料金及びそれとともにう税、サービス料、クリーニング代、ボーイ・メイドに対するチップ。超過手荷物運搬料金。旅行必要書類の作成料等の渡航手続代理行料。日本国内空港利用料。国外空港税等。
- その他飲み物等個人的費用。お一人部屋追加料。オプショナルツアーレッスン料。

確定日程表

確定した主な航空機の便名及び宿泊ホテル名が記載された確定日程表は旅行開始日の7日前までに交付します。ただし、旅行開始日の7日前以降にお申込みがあった場合は旅行開始日当日に交付することができます。

なお、期日前であっても問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

お支払いと旅行契約の成立

当社の承諾と下記の申込金の受理をもって契約の成立となります。

旅行代金	150,000円未満	150,000円以上	300,000円以上
お申込金	20,000円	30,000円	50,000円

旅行代金の残金

旅行代金からお申込み金を差し引いた金額を旅行開始日の14日前までにお支払ください。

取り消しについて

お客様の都合で、旅行契約を解除する場合は、下記の取消料をお支払いただきます。お取り消しの連絡は、旅行のお申込みを受けた営業所の営業時間にのみお受けします。

取り消し申込日	取消料
①旅行開始日がピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降(②~③を除く)	旅行代金の10%
②旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降(③~④を除く)	旅行代金の20%
③旅行開始日の前日以降(④を除く)	旅行代金の50%
④旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

注) ピーク時とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日までをいいます。

お申し込み

(1) ご来店にてお申込みの場合、所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

※申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

(3) a.旅行開始日に80歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

(4) お申し込み時に15歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。

(5) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)により、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取り扱い特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

2)通信契約の申し込みに際し、会員は申し込みをしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

3)通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申し込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。

4)通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等のお支払い又は払い戻し債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

(6) お客様が出発までに実施する事項

1)旅券・査証について

(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理局事務所にお問い合わせください。)

1. 旅券(パスポート)の残存期限についてはパンフレット等をご覧ください。

2. 査証(ビザ)を必要とする場合はパンフレット上に明示します。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行ってください。これら手続き等の代行については、当社が渡航手続料金をいただいてお受けいたします。

2) 保険衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページwww.forth.go.jpでご確認ください。

問い合わせ先: 厚生労働省 ☎03-5253-1111(代表)

3) 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によって、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。当社にお問い合わせください。下記の外務省「外務省海外安全ホームページwww.anzen.mofa.go.jp」でもご確認ください。問い合わせ先: 外務省領事サービスセンター(海外安全相談班) ☎03-3580-3311(代表)

4) 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」で「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は、旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられると当社は所定の取消料をいただきます。

旅行代金

(7) 子供代金は旅行開始時に満2歳以上12歳未満のお子様に適用します。

・1人部屋追加代金は大人、子供一律、1名様の代金です。

追加代金

(8) 追加代金とは、1)航空会社の選択、2)航空便の選択、3)航空機の等級の選択、4)宿泊ホテル指定の選択、5)1人部屋追加代金、6)延泊による宿泊代金、7)平日・休前日の選択、8)出発・帰着曜日の選択により追加する代金をいいます。

基準旅行代金

(9) 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

旅行契約内容・代金の変更

(10) 1)当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することができます。またその変更に伴い旅行代金を変更することができます。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することができます。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

2)奇数人数でお申込みの場合に1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けたとした旅行にあって、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が1人部屋になったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けたほか、1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けます。

取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

(11) お客様は、表記(別紙パンフレット又は約款)の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

1)当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取り消しの場合も表記取消料をいただきます

2)取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に(8)の追加代金を加えた合計額です。

取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

(12) 下記の場合は取消料をいただけません。(一部例示)

1)旅行契約に以下に示すような重要な変更が行われたとき。

a.旅行開始日又は終了日の変更

b.入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更

c.運送機関の種類又は会社名の変更

- d.運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
e.本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
f.本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
g.宿泊機関の種類又は名称の変更
h.宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
2)旅行代金が増額された場合。
3)当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
4)当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

当社による旅行契約の解除

- (13)次の場合は当社は旅行契約を解除することができます。(一部例示)
・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
・申込み条件の不適合。
・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

当社の責任

- (14)当社は、当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

特別補償

- (15)当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外來の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として海外旅行2,500万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円~10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

旅程保証

- (16)旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。
ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に(8)の追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

お客様の責任

- (17)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該のお客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

お客様の交替

- (18)お客様は当社が承諾した場合、1人あたり5,000円の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

海外旅行保険について

- (19)病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については当社の係員にお問い合わせください。

お買い物案内について

- (20)お客様の便宜をはかるため、観光中、送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

事故等のお申し出について

- (21)旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

個人情報の取り扱いについて

- (22)当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきますが、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社では(1)当社及び当社と提携する企業の商品やそのサービス、キヤンペーンのご案内。(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。(3)アンケートのお願い。(4)特典サービスの提供。(5)統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用させていただきます。

- (23)当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等のお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、当社における個人情報取扱管理者の氏名については、当社ホームページ(<https://www.ybs-travel.jp/>)をご参照ください。

- (24)当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データをお土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係わる個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、当社までお申し出ください。

◎当社は、いかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

障害者差別解消法に関し、特別な配慮を必要とする方のお申し込みについて
お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮、措置が必要となる可能性がある方は、御相談させていただきますので係員に必ずお申し出ください。

募集型企画旅行契約約款について

この条件の定めない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

当社旅行業約款は、当社ホームページ <https://www.ybs-travel.jp/> からもご覧になれます。

新型コロナウイルス感染症予防への取り組み

当社は、「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守し、募集型企画旅行を企画・実施いたします。そのため、お客様のご旅行を安全に実施するために体調をお伺いしたり、また、旅行開始当日であっても、お客様の体調によってはご出発いただけない場合もございます。(規程の取消料を申し受けます)。何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

